

広島県告示第七百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十一年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画緑地事業（広島平和記念都市建設事業）

7号 東部河岸緑地

三 事業施行期間

平成二十一年七月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

広島県広島市南区宇品西二丁目及び宇品西二丁目地内